

◎新潟県告示第1155号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月22日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	児童発達支援事業所 くれよん	胎内市土作字川端419 番2	NPO法人虹彩福祉会	令和3年 10月1日
児童発達支援	児童発達支援・放課 後等デイサービス Calm	新発田市大手町4丁目 3-25	合同会社和心美	令和3年 10月1日
放課後等デイサー ビス				
放課後等デイサー ビス	裏館倶楽部	三条市西裏館3丁目6 番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉 会	令和3年 10月1日
児童発達支援	児童発達支援 また あした	上越市子安1201 メゾ ンヒカリ1F	株式会社井手塾	令和3年 10月1日
放課後等デイサー ビス	新潟県新星学園	佐渡市下新徳90番地1	社会福祉法人しあわせ福祉会	令和3年 10月1日